

母子・父子家庭医療費助成のご案内

* 母子・父子家庭等の人に医療費の一部を助成します *

助成の対象となる人

○母子・父子家庭の母・父＝１８歳の年度末までの児童を養育している次の人

- ・配偶者と死別した人
- ・配偶者と離婚した人
- ・配偶者の生死が不明の人
- ・配偶者から遺棄されている人
- ・配偶者に重度の障害がある人
- ・配偶者が法令により長期にわたって拘禁されている人
- ・婚姻によらず父母となった未婚の人

※次の人は助成の対象となりません。

- ・医療保険に加入していない人
- ・大崎市に住民登録していない人
- ・生活保護を受給している人
- ・児童を監護していない人（児童が施設に入所している場合など）
- ・子ども医療費助成または心身障害者医療費助成の対象となっている人

なお、ひとり親を理由に申請する方は、*事実婚（裏面参照）も含め婚姻と同等の状況での申請はできません。

資格登録申請に必要なもの

○戸籍謄本（申請者および対象児童のもの）

※児童扶養手当を申請する人または受給中の場合は必要ありません。

○健康保険情報（申請者のもの、下記のいずれか１点）

- ①現行の健康保険証（令和６年１月２日から最長１年間で有効期間内のもの）
- ②保険者から交付された「資格情報のお知らせ」
- ③保険者から交付された「資格確認書」
- ④マイナポータルの「資格情報画面」（記号番号、被保険者氏名、保険者番号、保険者名称、取得年月日が確認できる画面）の提示

○振込口座の分かるもの（申請者名義の預金通帳やキャッシュカード等）

○マイナンバーカードまたは通知カードと写真付き身分証明書

○医療費助成用所得証明書または課税証明書（申請者および扶養義務者のもの）

※前年１月１日や当年１月１日時点で市外にお住まいの方で、マイナンバー利用同意書を提出されない場合に必要となります。

※４月～９月は前年度所得、１０月～３月は当年度所得を確認します。

※それぞれ１月１日にお住まいだった市町村よりお取り寄せ願います。

○その他（申請者の状況によっては各申立書などその他書類を必要とする場合があります。）

所得制限限度額

（平成１８年３月３１日より適用）

単位：千円

扶養親族等の数	０人	１人	２人	３人	４人	５人
父・母の限度額	１，７００	２，０８０	２，４６０	２，８４０	３，２２０	３，６００
扶養義務者等の限度額	２，３６０	２，７４０	３，１２０	３，５００	３，８８０	４，２６０

※この限度額表には、一定の所得控除額をひいた後の所得額をあてはめます。

※扶養親族等が老人扶養親族、特定扶養親族の場合は、この限度額に一定額を加算します。

助成される金額

入院	1人の対象者が、1つの医療機関に、1カ月に2,000円を超えて保険診療費を支払ったとき、その超えた金額が助成されます。
通院	1人の対象者が、1つの医療機関に、1カ月に1,000円を超えて保険診療費を支払ったとき、その超えた金額が助成されます。

※食事代、保険外費用は助成の対象外となりません。また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望する場合に発生する特別の料金も助成の対象外です。

※公費負担や保険者からの高額療養費および付加給付が受けられる場合は、その分を控除した金額が助成されます。助成申請をした医療費に高額療養費等が支給されたときは、支給決定通知など支給額金分かる書類を子育て支援課または各総合支所の市民福祉課に提出してください。

※月途中で健康保険を変更したときは、健康保険ごとに入院2,000円、通院1,000円を控除した金額が助成されます。

※助成を受けた分の医療費は、確定申告における医療費控除の対象外となります。

助成申請の方法

○宮城県内の医療機関で受診する場合

- ① 受診する際に、受給者証（水色のカード）を医療機関の窓口に提示してください。
- ② 助成申請書（A4水色の用紙）に必要事項を記入し、各医療機関へ、1人の対象者につき、1カ月分1枚提出してください。

※診療と調剤が別の場合は、それぞれ1枚ずつ提出してください。

※同じ医療機関で入院と通院の両方ある場合は、2枚提出してください。

※月途中で健康保険を変更したときは、健康保険の種類分の枚数を提出してください。

○宮城県外の医療機関で受診する場合

- ① 受診時には、自己負担分を直接医療機関へお支払いしてください。
- ② 領収書（診療明細のあるもの）、受給者証、健康保険情報が分かるものを持参のうえ、子育て支援課または各総合支所の市民福祉課にて、助成申請の手続きをしてください。

◎助成申請書を提出してから3～4カ月後の毎月25日（休日の場合は直前の平日）に、登録されている口座に振り込まれます。

資格登録中の届出

受給資格登録中（所得超過で支給停止中の場合も含む）、登録事項に異動があったときは速やかに変更または喪失の届出をしてください。次のような場合に届出が必要です。

- ・氏名変更
- ・住所変更（市内転居）
- ・加入医療保険変更
- ・振込希望金融機関変更
- ・新たな扶養義務者との同居
- ・児童の福祉施設への入所
- ・生活保護の受給開始
- ・死亡
- ・転出
- ・婚姻（事実婚も含む）

など

※事実婚・・・婚姻の届出はしていなくても、社会通念上、夫（または妻）と認められる人と同居、または定期的な訪問があり、共同生活と認められる場合など

問い合わせ先

- 民生部子育て支援課 電話（0229）23-6045
- 岩出山総合支所市民福祉課 電話（0229）72-1212
- 松山総合支所市民福祉課 電話（0229）55-2114
- 鳴子総合支所市民福祉課 電話（0229）82-3131
- 三本木総合支所市民福祉課 電話（0229）52-2114
- 田尻総合支所市民福祉課 電話（0229）38-1155
- 鹿島台総合支所市民福祉課 電話（0229）56-7114